

町田市オープンデータサイトの運用に関するガイドライン

2016年10月1日制定

本ガイドラインは、町田市（以下、「本市」という。）においてオープンデータサイトを運用するにあたって、その方針を示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

第1章 定義

1 オープンデータの定義

オープンデータとは、二次利用が可能な利用ルールで、機械判読に適したデータ形式で公開されたデータを指す。

2 オープンデータサイトの定義

オープンデータサイトとは、町田市オープンデータページ及び町田市オープンデータカタログサイトを指す。

第2章 オープンデータサイトの運用基準

1 データの公開方法

町田市オープンデータページ及び町田市オープンデータカタログサイトの双方を、同期させる形でデータを公開する。

2 データの選定方法

市民・事業者等のニーズの分析を進めながら、次章に示す目標に寄与するもので、対応可能なものから順次公開する。ただし、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は含めない。

3 公開データの形式

特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式を公開していく。なお、人間が読むまたは印刷することを念頭に置いた従来のデータ形式についても適宜公開する。

4 二次利用に関するルール

公開データには原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0」を適用する。ただし、個別法令により利用に一部制約があるものは除く。

5 タグの設定

公開データをその内容、性質によって分類し、タグを設定する。これにより、町田市オープンデータカタログサイトにおいてタグ検索を可能とする。また、町田市オープンデータページにおいてもタグ別にページを作成し、データを掲載する。

第3章 目標

1 行政の透明性・信頼性の向上及び業務の効率化・高度化

行政が保有するデータを二次利用可能な形で公開することにより、市民自ら又は民間

のサービスを通じて、本市の施策等に関して十分な分析・判断を行うことが可能になる。これにより、さらなる行政の透明性や信頼性を高めることが可能となる。また、庁内においてもデータの共有により業務の効率化が図られるとともに、施策決定等の業務の高度化が図られる。

2 市民参加、市民・企業等との協働の推進

オープンデータの活用が進展し、市民や企業等と情報共有が図られることで、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や企業等からのアイデアを得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働につながる。

3 地域経済の活性化

営利目的も含めてデータの二次利用を認めることで、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市の経済の活性化に寄与する。

第4章 目標達成に向けた取り組み

1 全庁的なデータの選定

職員に対する説明会を実施し、市民からの問い合わせの多い項目等を洗い出しながらデータ選定を行う。また、業務の効率化に資する、全庁的に共有すべきデータについて検討し、順次公開していく。

2 市民ニーズの調査

電話問合せ記録やご意見送信フォーム、市民アンケートなど、様々な媒体によって市民ニーズの調査を行う。さらに、市内企業団体や教育機関等を対象とした説明会やイベントを行うことで、求められているデータを調査する。

3 データ利便性の追究

人間が読むまたは印刷することを念頭に置いたものを除いて、データはできるかぎり加工が容易な形式で公開する。また、他の自治体との比較等ができるように、東京都や他市区町村の動向を調査し、自治体間で統一的な様式になるよう努める。